

(I) 平成 23 年度の児童相談所状況について

児童相談所は児童福祉法第 12 条に基づき設置され、子どもの福祉に関する業務を行う専門的な機関として、県所管内に 5 か所設置されています。

平成 24 年 4 月に児童福祉法及び障害者自立支援法が改正施行されることに伴い、児童相談所から市町村への一部実施主体の移行があり、円滑な施行を図るために市町村と協力しながら事務引継について準備し実施してきました。

表 1 は、県所管の児童人口（18 才未満）の 3 年間の推移と資料編の中の『相談受付件数』（テレホン相談を除く。以下は『相談受付件数』の内数となります）『養護相談件数』（養護相談全体から虐待相談件数を除いた数）、『虐待相談件数』、『障害相談件数』、『非行相談件数』、『育成相談件数』、『一時保護人数（他所への委託保護含）』の比較と推移です。

(表 1)

年度	所管児童人口 (A)	相談受付数	養護相談数	虐待相談数	障害相談数	非行相談数	育成相談数	一時保護人数
21	566303	7672	811	1642	4163	343	657	952
22	449629	6815	749	1853	3361	269	547	986
23	447192	6874	621	1747	3593	267	581	912
	年度	A/相談受付数	A/養護相談数	A/虐待相談数	A/障害相談数	A/非行相談数	A/育成相談数	A/一時保護人数
	21	73.8	698.3	344.9	136.0	1651.0	862.0	594.9
	22	66.0	605.2	242.6	133.8	1671.5	822.0	456.0
	23	65.1	720.1	256.0	124.5	1674.9	769.7	490.3

平成 23 年度は平成 22 年度との比較で、『相談受付数』が微増ですが『虐待相談数』や『養護相談数』は減少しています。増加しているのは『障害相談数』や『育成相談数』ですが、全体的には平成 22 年度とほぼ同様の傾向であったと言えるでしょう。

表 2 は、資料編「1-13 継続指導・児童福祉司指導終結状況」の面接回数中央値（例えば、10～14 回は 12 回、20～29 回は 25 回、100 回以上は 105 回としています）と人数を乗じたもので、児童相談所が 4 回以上の継続的な面接を実施した面接合計数（概数）を表しています。

(表 2)

	5	8	12	17	25	35	45	55	65	75	85	95	105	合計	推計回数
19	2480	2208	3804	2635	4625	4060	1980	2145	2340	900	1190	1805	2940	33112	5.0
20	3165	2920	5676	4539	9100	5250	4095	3740	2600	3225	1190	2565	7875	55940	7.5
21	3320	2928	5436	3791	6775	5460	4725	4125	3770	2175	2210	1805	11550	58070	7.6
22	3060	3264	4668	4318	5825	4655	3915	2530	3120	1800	1955	1995	10920	52025	7.6
23	3810	3304	5544	4114	7775	5810	4770	5775	2860	2850	2550	1805	12810	63777	9.3

相談を受付した方すべてに継続的な面接を実施する訳ではありませんが、「合計/相談受付数」を計算することで、継続的な支援を必要とした事例に何回面接を実施したかを推計することができます（その結果が、表の「推計回数」の欄です）。

平成 19 年度に、5.0 回であった面接回数が、平成 22 年度には 7.6 回、平成 23 年度には 9.3 回と大きく増加しています。相談件数は昨年度と同様の傾向であっても、1 事例にかかわる回数が増えていることは、相談内容が複雑化し課題を解決していくには多くの支援が必要になっていることを表していると考えられます。